

守谷市協働のまちづくり推進活動助成金 制度のご案内

守谷市協働のまちづくり推進活動助成金の対象となる活動や経費、申請方法、その他の関連する助成制度をお知らせします。

助成対象となる活動

守谷市に活動の拠点を置く市民活動団体等の（１）、（２）の活動が対象（１）おおむね２時間以上の時間を要する作業で、市長が公益上必要であると認めるもの（環境美化の日その他の全市民を対象とする作業及び市から助成金等が支出されている活動を除く。）

対象	<p>守谷市内の公園・道路(道路沿い含む)・河川敷・里山または公共施設敷地内で外部から確認できる場所における下記の活動。</p> <ul style="list-style-type: none">・美化活動（除草、伐採、空き缶拾い、清掃等）・愛護活動（花壇・植栽帯の手入れ等）・その他（下記の対象外の活動以外の場合、ご相談ください。）
-----------	--

対象外	<ul style="list-style-type: none">●6月、9月、12月の第1日曜日の環境美化の日●公園等維持管理団体助成金の対象事業●まちづくり協議会活動支援交付金で実施する事業 （例）地域防犯活動、高齢者等の居場所づくりのイベント など●その他の全市民を対象とする作業や市から助成金等が支給されている活動●自治会・町内会費で実施する活動 （例）集会所修繕（自治公民館建設補助の制度を利用できる場合があります。）、ゴミステーション整備 など●公園等里親事業で助成を受けることができる物品等（※）●花いっぱい運動定着化促進事業(チャレンジいばらき県民運動)で助成を受けることができる物品等（※） <p>※花苗・作業用具等（作業中の不足分含む。）は、公園等里親事業や花いっぱい運動定着化促進事業で支給を受けてください。支給を受けられない物品等（比較的長期間に渡って使用に耐える物で3千円を超える物は除く。）は、ご相談ください。なお、<u>作業に要した燃料代、飲食代、保険料（傷害保険等）は協働のまちづくり推進活動助成金の支給対象です。</u></p>
------------	--

(2)地域住民による防災訓練(全市民を対象とする防災訓練及び市から助成金等が支出されている活動は除く。)→令和5年度から申請先が交通防災課になります。

対象	<ul style="list-style-type: none">●自治会等による防災訓練 ※交通防災課に「防火防災訓練計画書」及び実績報告を提出してください。●防災施設の視察 (交通防災課に「防火防災訓練計画書」を提出している場合に限る。)
-----------	---

対象外	<ul style="list-style-type: none">●9月第一日曜日の全市民を対象とする防災訓練●市から助成金等が支出されている活動 <p>※自治会等による防災訓練であっても、以下の訓練は参加人数としてカウントしません。</p> <ul style="list-style-type: none">・安否報告として、タオルやリボン等を掲げた件数。・防災訓練参加者が、安否確認のために回った件数。
------------	---

【Q&A】

Q : 同日に B 公園の作業を午前と午後に分けて行った場合、それぞれ別作業として申請できますか？

A : **できません。同日の同じ場所の作業は1つの作業とみなします。参加人数は、1人1カウントとして、午前と午後に従事した人数の合計としてください。**

Q : 同日に X 団体の B 公園の作業と Y 団体の C 公園の作業に参加しました。それぞれの申請で参加人数に含めても良いですか？

A : **同日に異なる団体の別作業に参加した場合は、それぞれの申請で参加人数に含めてかまいません。**

Q : 同日に同じメンバーで B 公園の除草作業を午前に約 2 時間実施し、午後は場所を移動して、C 公園の除草作業を約 2 時間実施しました。それぞれ別作業として申請できますか？

A : **できます。同日の別の場所の作業は別作業とみなします。参加人数は、午前と午後にそれぞれ従事した人数としてください。**

Q : 複数日の申請を同時に 1 枚の交付申請書で申請できますか？

A : **できません。実施作業毎に 1 部ずつの作成にご協力ください。**

助成対象となる経費

【助成対象となる活動の(1)に該当する場合 [おおむね2時間以上の作業等]】

助成金の額は、次に掲げる額の合計額です。ただし、1申請につき30,000円を限度とします。

(1)作業に要した燃料代

対象	ガソリン、軽油、オイル、耕運機で使用するガスボンベ 等
-----------	-----------------------------

対象外	対象以外のもの ※ご相談ください。
------------	-------------------

(2)作業当日に要した飲食代(その額が作業当日の参加人数に150円を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額)

対象	ソフトドリンク、栄養ドリンク、菓子・軽食類、飲料用水 等
-----------	------------------------------

対象外	アルコール飲料、景品用飲食物 等
------------	------------------

(3)その他作業に要した経費

作業に要した経費の内、保険料(傷害保険等)・消耗品が対象です。他の事業の助成を受けていない団体で、下記に記載の無い物を購入する場合は、事前にご相談ください。

※公園等里親事業の助成を受けている団体は、花苗・作業用具等を建設課に支給申請してください。作業当日に不足した花苗等についても、建設課に追加要望してください。(後日のお渡しとなります。)

対象	保険料(傷害保険等)、飲料用紙コップ、軍手、ゴミ袋、筆記具 等
-----------	---------------------------------

対象外	●比較的長期間に渡って使用に耐える物で、3千円を超える物 ●他事業の助成を受けられる物 ●申請書類の印刷代・郵送代、写真の現像代、機材・車両のリース代、水道代 等
------------	---

【助成対象となる活動の(2)に該当する場合 [地域住民による防災訓練]】

助成金の額は、防災訓練の参加人数(訓練当日に参集した人数)に応じ、次表のとおりになります。防災訓練に対する助成は、年度内に2回までとします。

防災訓練の参加人数	助成金の額
10人以上50人未満	5,000円
50人以上100人未満	10,000円
100人以上150人未満	15,000円
150人以上200人未満	20,000円
200人以上	30,000円

申請方法

助成金の交付を受けようとする団体等は、助成対象活動終了後、当該会計年度内に、下記の書類を提出してください。

提出書類	
	<p>1. 守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付申請書(様式第1号) 市ホームページよりダウンロードするか、窓口で受け取ってください。</p> <p>2. 活動の状況が分かる写真(①・②いずれの写真も添付してください) …A4サイズ of 用紙(複数枚可)に説明を付記して、まとめてください。</p> <p>①作業に携わった人数(申請人数)が分かる写真</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>できる限り、集合写真を撮影してください。</u>ただし、途中参加や帰宅により、どうしても撮影できなかった方がいる場合や、防災訓練の申請で、人数が多く撮影が困難な場合は、<u>複数名の写真に加えて、参加者名簿(氏名・住所の町名まで記載したもの)</u>を提出してください。 (参加者名簿例) 守谷 太郎 : 大柏、守谷 花子 : 松ヶ丘一丁目 …… <p>②実際に作業・防災訓練をしている写真</p> <ul style="list-style-type: none">・「その他作業に要した経費」として物品代を請求する場合は、その物が写っている写真を撮影してください。 <p>3. 作業に要した費用の支出を証する書類(助成対象となる活動の(1)に該当する場合のみ提出。<u>防災訓練は不要です。</u>) …A4サイズ of 用紙(複数枚可)に貼りつけるなどして、まとめてください。 領収書等は写しでもかまいません。</p> <p>4. 守谷市協働のまちづくり推進活動助成金請求書 市ホームページよりダウンロードするか、窓口で受け取ってください。</p>

【提出方法】

電子データで提出	印刷したものを提出
写真や領収書を Word や PDF 等にまとめたもの、守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付申請書・守谷市協働のまちづくり推進活動助成金請求書に電子印を押印したもの、または押印した紙を PDF にしたもの等をメールにて提出してください。	写真や領収書を Word 等にまとめたものや A4 用紙に貼りつけ説明を付記したもの、守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付申請書・守谷市協働のまちづくり推進活動助成金請求書に押印したもの等を窓口または郵送（※）にて提出してください。
提出先	
<p>〒302-0198 守谷市大柏950番地の1 守谷市役所 生活経済部</p> <p>（・市民協働推進課 宛（助成対象となる活動の(1)の場合） ・交通防災課 宛（助成対象となる活動の(2)の場合）</p> <p>TEL：0297-45-1111(代表)</p> <p>E-mail kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp bousai@city.moriya.ibaraki.jp</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> メールのはなは、記入例に指定の通り入力してください。 </div>	

※公園等里親事業（建設課）への書類提出が同時に発生している場合は、建設課または市民協働推進課にまとめて申請書類を郵送していただいてもかまいません。

その他の関連する助成制度

協働のまちづくり推進活動助成金の対象となる活動は、下記の事業に該当する場合がありますので、担当課にご相談ください。

公園等里親事業(建設課)		随時受付
概要	市が管理している公園や緑地、道路の植樹樹、花壇の里親になっていただき、花植えや除草など、緑化にご協力いただく事業です。	
対象団体	市内の各種団体（自治会、企業など）で5名以上の団体 ※成人1人含む	
補助等	緑化のための花苗や用具の提供	
公園等維持管理団体助成事業(建設課)		随時受付
概要	除草、剪定、清掃など公園の維持管理に関する作業を年度中に2回以上実施する者に対して助成金を支給する事業です。	
対象団体	守谷市に活動拠点を置く民間団体 ※営利目的、政治的・宗教的な団体除く	
補助等	除草業務に伴う工事設計額の4分の1に相当する金額	
自主防災組織活動育成事業補助金(交通防災課)		随時受付
概要	地域住民による自主防災組織の結成や、自主防災のための資機材整備に対する補助金です。	
対象事業	①自主防災組織結成事業 ②資機材等整備事業 ③資機材等更新事業	
補助等	①～③事業に要した額 ①上限10万円 ②上限20万円 ③上限10万円	

